川崎市川崎区公告第117号

国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る差押調書 (謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所 及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭 和33年法律第192号)第78条、介護保険法(平成9年12月17日法 律第123号)第143条及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和5 7年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第2 26号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年11月7日

川崎市川崎区長 山﨑 浩

(別紙省略)